事業所評価加算について

事業所評価加算とは

事業所評価加算は、選択的サービス（運動器機能向上サービス、栄養改善サービス、口腔機能向上サービス）を行う通所型サービスＯ事業所について、効果的なサービス提供を評価する観点から、評価対象となる期間（各年の１月から12月までの期間）において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、当該評価対象期間の翌年度における通所型サービスの提供について１月につき120単位を加算するものです。

要件

１．定員利用・人員基準に適合しているものとして指定権者に届け出て、選択的サービスを行っていること

２．評価対象期間における当該事業所の利用実人員が10人以上であること

３．厚生労働大臣が定める基準に準じた基準を満たしていること

※厚生労働大臣が定める基準に準じた基準

（1）選択的サービスの受給者割合＝評価対象期間内に選択的サービスを利用した者の数／評価対象期間内に通所型サービスを利用した者の数≧0.6

（2）評価基準値の算出＝（要支援状態区分の維持者数＋改善者数×2）／評価対象期間内に運動器機能向上サービス・栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数≧0.7

加算算定までの流れ

1. 算定を行う前年度の10月15日までに事業所から市へ必要書類を提出

２．市は算定の申出について、神奈川県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」という）へ情報提供を行う

３．国保連合会で受給者台帳や事業所の給付実績に基づき、事業所評価加算の算定基準に合致しているかの判定を行う

４．判定結果に基づき、市が加算の算定可否を決定し、事業所に通知する（令和６年（2024年）２月を予定）

５．市からの通知により算定可と判定された事業所は翌年度の４月から事業所評価加算の算定が可能